

ハングライダー、パラライダー関連業者の皆様

2010年12月22日
社団法人日本ハング・パラライディング連盟
理事会
安全性委員会

JHF安全性委員会の型式登録の手続きについて

歳晩の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素はJHFの事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

表題の件、輸入ハングライダー、パラライダーの型式登録、機材届け出制を下記のとおり2011年1月より実施いたしますので、ご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。

記

1. 輸入ハングライダー・パラライダー型式登録

(添付：輸入ハングライダー・パラライダー登録規定)

登録申請は、今迄通りですが下記が改訂になります。

- 1) 飛行試験と強度試験の申請については、認証機関による証明済みの公示情報の提出で代用できる
- 2) 三面図は相当する三方向の写真の提出で代用できる
- 3) 運用限界プラカードについては、製造元のオリジナルプラカードでも可

2. 機材情報登録

(添付：JHF機材情報登録規程・登録申請書)

- 1) 添付登録申請書により、必要書類を添付しての届け出制とする
- 2) メーカー名、機種名、登録番号をJHFサイトの安全性委員会型式登録一覧の情報と共に公開 申請料無料、審査はありません
- 3) 国内での輸入代理店等その機材に対しPL法その他の社会的責任を持つものからの届け出のみ受けつける
- 4) 書類はJHFにファイル、万一のとき外部に提供されるデータとして活用

1. と2. は並行して運用します。

添付：10月14日「型式登録の手続き改革について」議事録

関連業者の皆様にお集まりいただき、型式登録の手続き改革についてのご意見、対策検討をした際の議事録です。

検討内容は10月理事会で委員会への諮問が議決され、11月理事会で委員会答申により上記型式登録の見直しと、新しく届け出制を議決しました。

以 上